

政令第 号

海上運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十四号）の施行に伴い、及び海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十五条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、第一号を次のように改める。

一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権

第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前に海上運送法の規定により国土交通大臣に対してされた申請に係る処分に関しては、なお従前の例により国土交通大臣が職権を行う。

理由

海上運送法に規定する国土交通大臣の職権で地方運輸局長に委任するものの範囲を拡大する等の必要があるからである。